

身体的拘束等の適正化の為の指針

法人名：社会福祉法人 大洋会

施設名：障がい者支援施設 四季の郷

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限することで、重大な影響を与える可能性があります。四季の郷（以下本施設）は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

＜参考＞介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為 (令和元年9月現在)

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

役職者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、障がい特性による行動・心理状態について全体で習熟に努めます。

③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 虐待防止委員会（身体的拘束適正化検討委員会）の設置及び開催

虐待防止委員会（身体的拘束適正化検討委員会）を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は三カ月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

- ・虐待防止委員会は、身体拘束適正化検討委員会を兼務する。
- ・他職との連携を図るために、身体拘束適正化検討会議開催する場合に、不足している他職種職員を招集する。
- ・他職種職員
施設長・虐待防止責任者・虐待防止委員長・介護職員（入所及び通所）・看護（リハビリ）職員・生活支援員

(3) 構成員の役割

- ・招集者 虐待防止委員長
- ・記録者 虐待防止委員

(4) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ③意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑤今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式（様式①「身体的拘束適正化委員会議事録」）を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職員、生活相談員その他の従業者について、職員採用時のほか、年一回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・ 切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・ 非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・ 一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ虐待防止委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・ 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・ 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・ 拘束の時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

※様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する同意書」

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、虐待防止委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する利用者の日々の態様記録」

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設内に掲示します。

令和4年4月1日